

指定居宅介護支援事業所の

「特定事業所加算」及び「特定事業所集中減算」について

1 特定事業所加算について

平成 27 年度の報酬改定において、特定事業所加算の算定要件に介護支援専門員実務者研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること、が追加されました。

本県では、「栃木県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所に登録されていること又は登録申請を誓約すること（誓約書の提出）その他要件を満たすこと」をもって、当該算定要件とする取扱いをしております。

平成 30 年度から、指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が県から市町村へ移譲（以下、「権限移譲」という。）されることから、当該算定要件については、各市町がその取扱いを定めることとなります。

また、協力事業所登録申請については、引き続き県高齢対策課地域支援担当が窓口となります。

2 特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所は、居宅サービス計画に位置付けたサービスのいずれかのサービスについて、正当な理由なく、紹介率最高法人の占める割合が 80%を超える場合には、県に紹介率最高法人の名称等について記載した書類を提出し、1 月につき 200 単位を所定単位数から減算しなければならないこととされております。

権限移譲に伴い、当該書類の提出先は各市町となる見込みです。

また、当該書類の様式については各市町がその取扱いを定めることとなり、「正当な理由」の適否の判断についても、各市町による判断となる見込みです。